

# いなばのジビエ推進協議会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、いなばのジビエ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第2条 協議会は、鳥取県東部地域で捕獲される猪・鹿等の野生肉（以下「ジビエ」という。）の認知度向上、イメージアップに関する取り組みを実施し、もってジビエの消費拡大を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ジビエに関する学習及び情報、活動状況交換
- (2) 先進事例研究
- (3) イメージアップ及び消費拡大に向けた取り組み
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### (会員)

第4条 協議会の会員は、この協議会の趣旨に賛同する個人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

### (入会及び退会)

- 第5条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 2 会長は入会申込書の内容を審査し、理事会の承認を得た上で入会の可否を決定し、申込者に文書で通知するものとする。
  - 3 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

## 第4章 役員

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置き、総会において選任する。

- (1) 理事 8名程度
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とし、理事の互選により選任する。
  - 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が選任されるまでの間はその任にあたることとし、また、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 3 監事は、協議会の会計を監査する。

## 第5章 総会

### (総会の種別及び定足数)

- 第8条 総会は、毎事業年度1回年度当初に開催する通常総会と、会長が必要と認める場合に開催する臨時総会とする。
- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 3 総会は、全会員をもって構成し、その過半数の出席をもって成立する。
- 4 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会の議決事項)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の改正
- (5) その他協議会の運営に関し重要な事項

### 第6章 理事会

#### (理事会の議決事項)

第10条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事業の執行に関する事項
  - (3) その他会長が必要と認める事項
- 2 理事会は会長が招集し、会長が議長となる。

### 第7章 委員会

#### (委員会)

第11条 会長は、必要に応じて委員会を設けることができる。

### 第8章 経費及び事業年度

#### (経費)

第12条 協議会の経費は、県及び市町の補助及び負担金、会費その他の収入をもって充てる。

#### (事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第9章 事務局

#### (事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、会長の所属する団体に置く。

### 第10章 雑則

#### (その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成24年5月17日から施行する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、設立当初の会員は総会の議決により入会を認められるものとする。
- 3 第6条第2項の規定にかかわらず、設立当初の会長、副会長については設立総会で選任する。
- 4 協議会の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず設立の日から平成25年3月31日までとする。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成25年3月25日から施行する。
- 2 第8条第1項の規定にかかわらず、平成25年度通常総会は平成24年度臨時総会をもって代える。